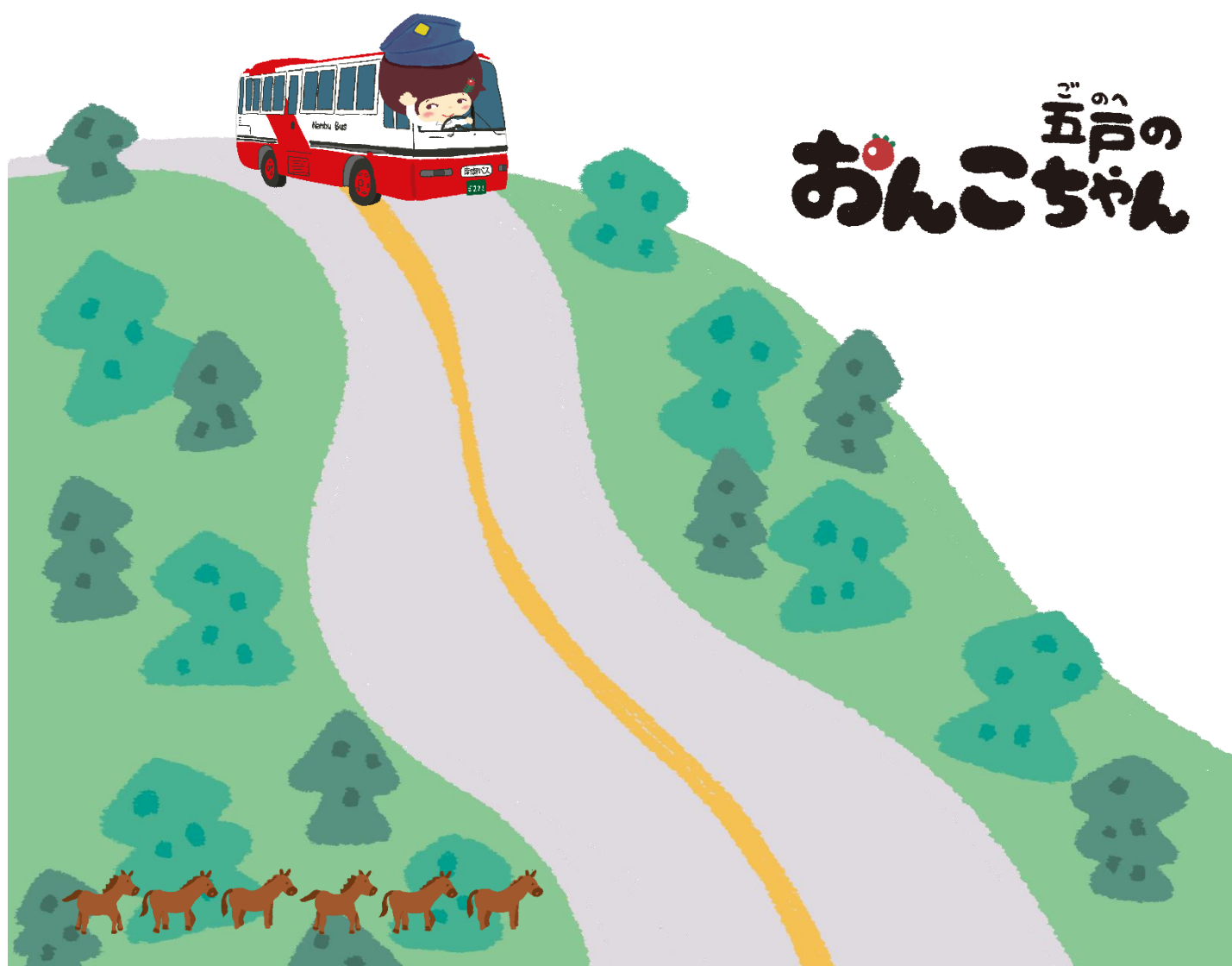


資料編



おんこちゃん

資料1 五戸町都市計画審議会条例

昭和49年10月1日条例第25号
改正 平成12年3月23日条例第15号
令和4年3月17日条例第7号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、五戸町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項又は第2項に規定する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により、副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第15号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の五戸町都市計画審議会条例により現に委嘱されている五戸町都市計画審議会の委員については、その任期中、改正後の五戸町都市計画審議会条例第3条により任命された委員とみなす。

附 則 (令和4年3月17日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 五戸町都市計画審議会条例施行規則

昭和40年10月1日規則第13号

改正 令和4年3月17日規則第16号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、五戸町都市計画審議会条例（昭和49年五戸町条例第25号）第6条の規定に基づき、五戸町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

- 第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱又は任命が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、町長が行う。

(定足数)

- 第3条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(表決)

- 第4条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

- 第5条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、本町の良好なまちづくりに資するよう、幅広い観点からの意見を反映させるため、五戸町立地適正化計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の構成員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 金融関係者
- (2) 医療・福祉関係者
- (3) 商工関係者
- (4) 建築関係者
- (5) 関係行政機関に所属する者
- (6) 公共交通関係者
- (7) 地域づくり活動関係者
- (8) 防災関係者
- (9) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき会議の委員長の職は、都市計画担当課長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、関係者に対し会議への出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

資料4 五戸町立地適正化計画策定協議会 委員名簿

氏名	勤務先・役職等	備考
◎武山 泰	八戸工業大学 教授（工学部システム情報工学科 学科長）	有識者
○植嶋 平治	学校法人 臨研学舎 専務理事	有識者
外崎 潤	株式会社 青森銀行 五戸支店長(五戸町金融団)	金融関係者
佐藤 欽一	岩手県北自動車株式会社 南部支社乗合部 部長	交通事業者
上山 公康	株式会社 東北産業 専務取締役	建築関係者
大西 登	株式会社大西組 常務取締役（地蔵平工業団地企業振興会）	建築関係者
金澤 啓一	金沢商事株式会社 代表取締役	商工関係者
福井 啓貴	有限会社 福井商店	商工関係者
三浦 雅一	有限会社 三福商店 代表取締役	商工関係者
三浦 琢弥	三浦時計店 代表	商工関係者
保坂 梨恵	株式会社グローバルフィールド 代表取締役	商工関係者
小村 圭介	小村歯科医院 院長	医療関係者
久慈 美穂	株式会社 and more 代表取締役	地域づくり関係者
風間 一恵	株式会社バリューシフト コーディネーター	地域づくり関係者
小野寺 玲子	五戸町社会福祉協議会 主任主査	福祉関係者
今 優樹	三八地域県民局 地域整備部 企画整備課 副課長	関係行政機関
沢口 浩平	五戸町 総務課 行政防災班 主査	防災関係者

◎は委員長、○は副委員長 勤務先・役職等については、令和5年3月1日現在

資料5 五戸町立地適正化計画の策定に向けた取組について

1. 五戸町立地適正化計画策定協議会の開催状況

	開催日	内容
第1回	令和3年7月21日	委嘱状交付、立地適正化計画の概要説明
第2回	令和3年10月20日	ワークショップ：まちづくりの方向性について意見・アイデア出し
第3回	令和3年11月24日	ワークショップ：まちづくりの方針（ターゲット）について意見・アイデア出し
第4回	令和4年1月28日	課題の整理・まちづくりの基本方針について（書面開催）
第5回	令和4年3月23日	ターゲット・ストーリー案について
第6回	令和4年5月17日	ワークショップ：誘導施設・誘導施策について意見・アイデア出し
第7回	令和4年6月28日	居住誘導区域・都市機能誘導区域案について
第8回	令和4年8月25日	誘導施設・誘導施策案について
第9回	令和4年10月19日	五戸町立地適正化計画（素案）について
第10回	令和4年12月14日	五戸町立地適正化計画（原案）について

2. 計画（素案）に関するパブリックコメントの実施

目的：五戸町立地適正化計画（素案）について、広く町民等の意見を反映させることを目的とする。

実施方法：五戸町立地適正化計画（素案）について、町ホームページ上への掲載及び各町有施設での閲覧を実施し、意見募集を行った。

実施期間：令和4年11月2日（水）から令和4年11月24日（水）まで

3. 五戸町都市計画審議会の開催状況

開催日時：令和5年2月15日

場所：五戸町立公民館小ホール

内容：①会長・副会長の選任について

②議案第1号 五戸町立地適正化計画の策定について

五都第349号
令和5年2月1日

五戸町都市計画審議会 会長 殿

五戸町長 若宮 佳一

五戸町立地適正化計画（案）について（諮問）

五戸町立地適正化計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

五 都 審 第 1 号

令 和 5 年 2 月 15 日

五戸町長 若宮 佳一 様

五戸町都市計画審議会

会長 武山 泰

五戸町立地適正化計画（案）について（答申）

令和5年2月1日付け五都第349号で諮問のあった標記の件について、審議会において審議の結果、下記のとおり議決したので答申します。

記

五戸町立地適正化計画（案）は妥当なものと答申します。



五戸町立地適正化計画

令和5年3月 発行

発行者 五戸町役場（都市計画課）

TEL:0178-62-2111

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館2 1 - 1